

土砂災害警戒区域等の指定について

○ 土砂災害防止法の目的

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備、開発行為の制限、建築規制等のソフト対策を推進することを目的とする。

○ 土砂災害防止法の位置付け

ハード対策（土砂災害防止施設の工事）・・・砂防法、地すべり防止法、急傾斜地法

ソフト対策（警戒避難体制の整備等）・・・土砂災害防止法

○ ソフト対策（土砂災害防止法）の基本的考え方

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムを構築する。

（「正常性バイアス」を取り除き、土地のリスクを知り、自分の命は自分で守る。）

○ 土砂災害防止法の概要（土砂災害警戒区域等に関連する部分）

1 土砂災害警戒区域等の指定に至る手続き

基礎調査の実施

↓

調査結果の公表（公報、インターネット等）

↓

説明会（住民への周知）

↓

土砂災害警戒区域等の指定

2 土砂災害警戒区域等の指定の効果

（1）土砂災害警戒区域の指定

ア 警戒避難体制の整備

市町村地域防災計画で、

- ① 土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報・警報の発令・伝達
- ② 避難場所、避難経路
- ③ 避難訓練の実施
- ④ 防災上特に配慮を要する者が利用する施設の名称・所在

等に関する事項を定める。

イ 土砂災害に関する情報の周知

ハザードマップの作成と周知

（2）土砂災害特別警戒区域の指定

ア 特定開発行為の制限

警戒区域内においては

- ① 住宅・宅地分譲や賃貸住宅の建設等他人が居住する住宅を建てる場合
- ② 社会福祉施設、学校、病院等避難防災上特に配慮を要する者が利用する施設を建てる場合

には、都道府県知事の許可が必要

許可の条件

必要な対策工事等を行うこと

イ 建築物の構造規制

警戒区域内に居室を有する建築物を建築する場合には、建築物が衝撃に対して安全なものとなるよう、建築物の構造耐力に関する基準に適合するよう建築しなければならない。

建築物の構造耐力に関する基準は、建築基準法に定められており、建築確認において適合性を確認し、安全性を確保することとなっている。

ウ 建築物の移転勧告

警戒区域の指定以前から存在し、構造規制による安全性が確保されていない建築物については、都道府県知事が移転勧告を行い、必要な支援措置を講ずるよう努める。

○ 土砂災害警戒区域の指定基準

1 急傾斜地の崩壊*¹に係る土砂災害警戒区域の指定基準（付図01）

- ① 急傾斜地（傾斜度30度以上、高さ5m以上）の部分
- ② 急傾斜地の上端から10m以内の範囲の部分
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50m以内に限る。）以内の範囲の部分。ただし、地形等の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる部分を除く。

2 土石流*¹に係る土砂災害警戒区域の指定基準（付図02）

溪流*²が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より下流の流域で、当該流入地点から計測した土地の勾配が2度以上の部分。ただし、地形等の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる部分を除く。

○ 土砂災害特別警戒区域の指定基準

1 急傾斜地の崩壊*¹に係る土砂災害特別警戒区域の指定基準

急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊により建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物の耐力を上回ると想定される土地の区域

2 土石流*¹に係る土砂災害特別警戒区域の指定基準

土石流に係る土砂災害警戒区域のうち、土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物の耐力を上回ると想定される土地の区域

* 1 土砂災害の種類と定義

- | | |
|-----------|--|
| 「急傾斜地の崩壊」 | 傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象 |
| 「土石流」 | 山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体になって流下する自然現象 |
| 「地滑り」 | 土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象 |

* 2 「溪流」の定義

その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川（当該上流の流域面積が5平方キロメートル以下であるものに限る。）

○ 八丈島処分場での対応

1 土砂災害警戒区域の指定に伴う対応

現場で作業を行う管理受託業者に、指定された区域の範囲、災害の種類、八丈町で作成する地域防災計画の内容（予報・警報の伝達方法、避難場所、避難経路等）を周知徹底する。

また、必要に応じて、土砂災害が想定される場合の行動計画等を作成する。

以上の対策により、管理受託業者の従業員の生命及び身体の安全を確保する。

2 土砂災害特別警戒区域の指定に伴う対応

特別警戒区域の範囲において、特定開発行為や建築物の建築は予定していないし、切り土の法面については、処分場の建設工事において対策工事が実施済みなので、特に対応しなければならないことはない。